

社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内市社会福祉事業団（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員のうち、理事長が理事会及び評議員会出席以外の法人及び施設運営の業務を行うことに対し、別表のとおり報酬を支給する。

2 理事長以外の役員については、無報酬とする。

3 役員が理事会等の出席に対しては、社会福祉法人稚内市社会福祉事業団旅費規程に基づき費用弁償を支給する。

4 役員には、賞与を支給しない。

5 役員が退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第4条 理事長に対する報酬の支給日は、毎月12日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の金融機関営業日とする。

2 役員が費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務する役員については、この規程は適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報

酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和3年1月1日から施行する。

別表（役員の報酬）

役職名・区分		報酬
理事長	非常勤	月額 100,000円